

# DAY-GO! けがの保険

# ゴルファープラン



「DAY-GO! けがの保険（ゴルファープラン）」では、基本補償であるケガの補償に加えて、他のプレイヤーへの賠償責任補償やゴルフ用品の損害などケガ以外の費用も補償します。

様々なリスクからお客さまをしっかりお守りし、安心してゴルフをプレーしていただくための保険です。

## ゴルファーのために大同火災が提供する4つの安心

### ご自身がケガをしてしまったら！

#### ● 傷害補償（基本補償）

ゴルフ場やゴルフ練習場で、ゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により被保険者がケガをされた場合にケガの程度に応じて保険金をお支払いします。

 **熱中症についても補償します！** 日差しの強い沖縄県のための補償です（死亡保険金は一定の要件を満たす方に限ります。）。

#### 具体例

- ・ゴルフプレー中、くぼみに足を取られ転倒しケガをした。
- ・ゴルフプレー中、熱中症となり病院へ搬送され、そのまま入院した。



### 他人にケガをさせてしまったら！

#### ● 賠償責任補償

日本国内のゴルフ場やゴルフ練習場などで、ゴルフの練習、競技または指導中に偶然な事故によって他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

#### 具体例

- ・ゴルフ場でまわりを確認せずに素振りしたら、パートナーに当たりケガをさせた。
- ・ボールを打ち、前の組のプレーヤーにボールが当たってケガをさせた。



### ゴルフクラブを壊してしまったら！

#### ● ゴルフ用品損害補償

ゴルフ場やゴルフ練習場で、被保険者が所有するゴルフ用品の盗難およびゴルフクラブの破損または曲損事故が起きた場合に、保険金額を限度に修理費等の損害額をお支払いします。

#### 具体例

- ・ゴルフプレー中に誤ってゴルフクラブを折ってしまった。
- ・ゴルフ練習場でゴルフバックが盗難にあった。



### ホールインワンを達成したとき！

#### ● ホールインワン・アルバトロス費用補償

アマチュア資格のゴルファーが、日本国内のゴルフ場において「ゴルフ競技中」に達成したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用を保険金額の範囲内でお支払いします。（注）

（注）ゴルフ場所所属のキャディを補助者として使用しない場合もお支払いの対象となる場合があります。お支払いの要件につきましては裏面をご確認ください。

#### 具体例

- ・達成のお祝いを記念して贈呈用のタオルを購入した。
- ・友人や知人を招いて祝賀会を開催した。
- ・達成の記念にゴルフ場に植樹をした。



### ■ ご契約プラン

	プランE1						プランE2					
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	賠償責任	携行品	ホールインワン・アルバトロス費用	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	賠償責任	携行品	ホールインワン・アルバトロス費用
保険金額	240万円	1,400円	900円	3,000万円	10万円	30万円	580万円	3,000円	2,000円	1億円	20万円	50万円
一時払保険料	5,280円						9,040円					
月払保険料 (口座振替)	460円						790円					

※ 1 ゴルファープランでは「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」、「ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約」、「ゴルフ用品損害補償特約」、「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」、「熱中症危険補償特約」が自動セットとなります。

※ 2 「初回保険料口座振替特約」をセットした場合の保険料になります。詳細につきましてはDAY-GO! けがの保険パンフレットをご確認ください。

		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 補 償		<p>ゴルフ場やゴルフ練習場において、被保険者が行うゴルフ<sup>(注1)</sup>の練習、競技または指導<sup>(注2)</sup>中に、事故によりケガをされた場合に、下記の各種保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはバターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。</p> <p>(注2) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>・被保険者の自殺・犯罪・闘争行為</li> <li>・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中に生じた事故</li> <li>・脳疾患、病気または心神喪失</li> <li>・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</li> <li>・妊娠、出産、早産、流産</li> </ul> <p>※次のいずれかに該当する事由がある場合にはご契約を解除し保険金の全部または一部をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者、保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合</li> <li>・暴力団関係者等の反社会勢力に該当すると認められた場合</li> <li>・被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合</li> </ul>
	死亡保険金	事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、その金額を控除した残額をお支払いします。	
	後遺障害保険金	事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払します。ただし、事故の日からその日を含めて180日が限度となります。	
	手術保険金	ケガの治療のため手術を受けられた場合に、入院保険金日額の5倍、10倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。	
	通院保険金	事故発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含む）された場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて90日間を限度とします。	
	熱中症危険補償特約	<p>ゴルフ場やゴルフ練習場において、被保険者が行うゴルフ<sup>(注1)</sup>の練習、競技または指導<sup>(注2)</sup>中に熱中症<sup>(注3)</sup>による身体障害を被った場合に、普通保険約款に規定する、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払します。また、事故時点において被保険者が次のいずれかに該当する場合は、死亡保険金についてもお支払いの対象となります。</p> <p>① 満23歳未満であること ② 学校教育法に定める学校の学生および生徒であること</p> <p>(注1) ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはバターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。</p> <p>(注2) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。</p> <p>(注3) 保険期間中に、被保険者が被った急激かつ外来による日射または熱射のことをいいます。</p>	
	ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約	<p>日本国内のゴルフ場やゴルフ練習場などにおいて、被保険者が行うゴルフ<sup>(注1)</sup>の練習、競技または指導<sup>(注2)</sup>中に生じた偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担した場合、1事故につき保険証券記載の保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用のうち、あらかじめ当会社の書面による同意を得た費用等もお支払いします（賠償金額の決定には弊社の承認を必要とします。）。（注3）</p> <p>(注1) ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはバターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。</p> <p>(注2) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。</p> <p>(注3) 被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任</li> <li>・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>・特別な約定によって加重された損害賠償責任</li> </ul>
	ゴルフ用品損害補償特約	<p>ゴルフ場やゴルフ練習場における偶然な事故によって、被保険者が所有するゴルフ用品<sup>(注1)</sup>について、以下の事由により生じた損害に限り、保険金をお支払いします。</p> <p>① 盗難<sup>(注2)</sup>。ただし、ゴルフボールの盗難<sup>(注2)</sup>については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。</p> <p>② ゴルフクラブの破損または曲損</p> <p>(注1) ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をい、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。</p> <p>(注2) 盗難には、盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等</li> <li>・すり傷、かさ傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害</li> </ul>
	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>アマチュア資格のゴルファーが、日本国内のゴルフ場において「ゴルフ競技<sup>(注1)</sup>」中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合、習慣として負担する贈呈用の記念品購入費用、祝賀会費および記念植樹費用等の実費について保険金額の範囲内でお支払いします。（注2）（注3）</p> <p>(注1) 「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上と同伴（公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無は問いません。）し、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払額はそれらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) ホールインワンまたはアルバトロスの確認については、以下のいずれかの要件が必要となります。</p> <p>① 次に掲げる者の両方（公式競技においてはいずれか一方）が目撃していること ア、同伴競技者 イ、同伴競技者以外の第三者＊ ＊具体的には次の方をいいます</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>帯同者およびゴルフコンペ参加者、同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場の売店運営業者、ワンオン・イベント業者、先行、後続のパーティプレーヤー など</p> </div> <p>② 記録媒体に記録された映像等の達成証明資料により、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>・被保険者がゴルフ場の使用人である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス</li> </ul>

- ◆具体的な保険内容につきましては、「DAY-GO! けがの保険 パンフレット」をご確認ください。
- ◆ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細につきましては「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店にご請求ください。
- ◆その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。

この島の損保。  
 **大同火災海上保険株式会社**

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号  
 <ホームページアドレス>  
 <<http://www.daidokasai.co.jp/>>

●お申し込み・お問い合わせは